

著作権者の皆様への要望事項

朗読愛好家を、皆様の作品を後世に残すための応援団とご理解ください。非営利・無償を前提とした朗読のネット配信の促進のための環境整備に向けた文藝家団体の取り組みに、ご理解とご協力をお願いします。

出版時において「クリエイティブコモンズ」(非営利目的への条件付許諾)による朗読のネット配信(公衆送信。非営利・無償のものに限る)への許諾記載をお願いします。

著作権の延長問題は、作品を長く世間に流通させる制度構築の点とパッケージで議論することが重要と考えます。

<説明>

小説家、随筆家、詩人、ノンフィクション作家など、著作権者の皆様は、日本の文藝文化の担い手であり、貴重な文化資産を創出される方々です。その執筆活動に対しては、深く敬意を表したいと思います。

執筆される作品群は、いずれも心血を注いで完成させたもので、著作者の方々の人格の分身ともいえるものだろうと理解しております。

その上でのお願いなのですが、最近の「声に出し、耳で読んで親しむ読書」をいっそう盛んなものにするとともに、皆様の作品を後世に残すお手伝いをさせていただくために、著作権の処理のための環境整備にご理解とご協力をいただけないものでしょうか。

著作者の皆様が、作品を執筆する際には、自分の分身のようなその作品を後世に長く残したいと潜在的には強く考えておられるのではないかと想像します。そして、それによって子孫に何がしかの資産を残せるのであれば、という願いもあることと思います。

それはよく理解できますし、莫大なエネルギーを注いで創出された大事な文化資産ですから、その利益を還元させ、次の創作活動を生み出していくようにするためにも、その著作権については、資産の消費者側としても最大限尊重することが求められていると考えております。最近の公共図書館のサービス拡大、新古本の流通などに対して、著作権の趣旨からみて憂慮をされていることについても、理解できるところです。

ただ、一方で、「作品を後世に残す」という観点から見たとき、現状は必ず

しもそのような環境にはなっていないのではないかと考えております。

これまで、文藝作品は、まず書籍や新聞という活字媒体の形で世に出て、それが、作品解説、アンソロジーのようなやはり活字での流通があり、あるいは映画やテレビドラマ、演劇のような形での二次利用、さらには教科書への収録などによって、徐々に世の中に流通し、人々の間で名著として定着していくという流れかと思えます。しかし、そのような活発な流通がなされる作品は、生み出される作品群全体からみればごくわずかで、一部の固定ファン、研究者は別とすれば、残念ながら、一般の人々からは忘れ去られてしまうものがほとんどではないかと思えます。これまでのような、出版社、新聞社、放送局のような営利企業による活字、放送などの媒体を通じた方法しか世の中に知らしめる手段がなかった時代であれば、それもやむをえないところだったかもしれせん。利益が上がり、コストが回収できない限りは、流通させようがないということは、当然のことではあります。

しかしながら、幸いなことに、インターネット技術の飛躍的進歩により、文藝作品を人々に知らしめ、世間での流通を活発化させる手法が多様なものになりつつあります。

その中のひとつが、朗読のインターネット配信なのです。朗読などの音声ファイルが誰にでも比較的簡単に作れるようになり、音声ブログサービスの出現により、昨年半ば頃から、急速に朗読ブログが増えつつあります。これまでの福祉向けの朗読ボランティアの方々だけでなく、市井の一個人である老若男女の人々が、自己表現の一環として活発に朗読を発信しつつあります。

現時点では、このような形での著作物の利用についての著作権の許諾システムが整備されていないため、どうしても、著作権が切れた近代文学や古典などの作品が中心になっています（『青空文庫』がそのような作品を収録し、朗読愛好家にも歓迎されています。）。しかし、朗読愛好家の間では、そのような作品だけでなく、現代作家の作品を朗読したいという潜在的欲求が強くあります。

そこで、その橋渡しとなる仕組みが整備されれば、著作者の方々が生み出した作品群は、朗読のネット配信という新たな流通ルートを得て、世間での認知度や関心も高まり、後世に残る可能性はるかに高まるものと思うのです。

何といっても、我が国では、口承文学の伝統が、伏流水として脈々といきづいています。文学といわずとも、昔話などは、親や祖父母から耳から聴いて親しんだものでした。現在のような活字媒体に偏重したあり方は、やはり不自然であり、音声媒体によって耳でも聴くことによって、その作品がより生き生きと受けとめられるようになると思います。また、音楽作品が、指揮者やオーケストラによって、かなり違った印象になるように、文藝作品も、朗読者によっ

て表現が異なりますので、多彩な輝きを放つようになるのではないのでしょうか。

そのような、著作権者と朗読愛好家との橋渡しとなるような仕組みづくりについて、日本文藝家協会や日本ペンクラブにも、別項に書いたようなお願いをしているところです。個人の朗読愛好家による非営利・無償を前提としたネット配信について、

- ・ 簡易な許諾手続きの整備（文藝家協会）
- ・ 無償で朗読・発信ができる作品プールの構築（文藝家協会、ペンクラブ）

などが主な内容です。そちらをご参照いただければ幸いです。著作権者の皆様にとっても大きなメリットがあるものと思います。

個人の朗読愛好家の人々は、利益を求めわけではありませぬし、その作品や作家が好きだからこそ、思い入れがあるからこそ朗読しようとするのです。悪評を振りまくために朗読するというケースはまず考えにくいでしょう。そう考えれば、多数の朗読愛好家の人々を、作家・作品にとっての強力な応援団、宣伝隊として活用できるという受け止め方をしていただけないのでしょうか。

もちろん、作品によっていろいろなご判断もあると思います。オーディオブックや朗読CDの販売の見込みがあるような場合には、出版社との関係で、いかに非営利・無償とはいえ（むしろ、だからこそ）安易に朗読のネット配信を認める状況にないという場合もあることでしょう。そういうものはもちろん除くとして、それ以外で、発表から月日がたったものの人々に忘れられないようにしたいというような作品を、朗読愛好家に対して開放していただきたいのです。きっと、朗読愛好家の手によって新たな息吹が吹き込まれ、新鮮さを持って甦るものと信じるものです。

また、作品によっては、出版、発表段階から朗読向けであれば、包括的に許諾してもいいとご判断いただけるものもあるのではないかと思います。オーディオブックや朗読CDになる可能性があるものは少ないでしょうし（特にノンフィクション作品）、仮に可能性があったとしても、プロの朗読はまた別格でしょう。市井の朗読愛好家の人々が多数読んでいる近代文学や古典などについても、俳優や声優などのプロによる朗読CDが販売されています。ですから、非営利・無償で市井の朗読愛好家が朗読・発信するのであれば、出版当初から開放してもいいとお考えいただけるものもきっと多いと思うのです。

そのような作品を念頭に、最近注目されつつある「クリエイティブコモンズ」の考え方に沿って、出版時に著作権設定していただくことをお考えいただけな

いでしょうか。これは、「知的財産権によるコントロールを意図的に制限し残りの部分を『コモンズ(共有地)』に置くことによって様々な創造的活動を支援する」という考え方で、これまでは、主に音楽や映像、デザインなどの分野での二次利用を念頭においたものだったようです。しかし最近では、書籍でも奥付に許諾条件を併記する例も出てきました。たとえば、「レイアウトや画像を含む誌面そのものについては「無断複製・転載禁止」の通常の著作権を設定する一方、文章による記載内容については、非商用なら無断で複製、転載、改編が可能な著作物の使用条件を設定、ウェブ上にも公開する」というものです。条件付許諾の意味である **CC** マークが付されてます。

上記のような朗読愛好家に出版当初から開放していただけるものであれば、奥付に、「無断複製・転載禁止。ただし、出所・著者名の明示及び非営利・無償との条件の下に、朗読の公衆送信を認める。」との記載をしていただければ、朗読愛好家にとって朗報になるだけでなく、文藝文化のいっそうの活性化に向けた、小さいながら歴史的な第一歩、転換点になるものと確信いたします。

なお、著作権の延長問題については、さまざまな議論が活発に交わされています。著作権者の皆様のなかには、延長を支持するご意見もあると思います。ただ、現在の環境を前提とした安易な延長は、かえって著作権者の皆様の利益を損なう側面もあるということに、ご留意いただきたいのです。

現状では、上記に述べたように、許諾システムが出版社や放送局など大手営利企業や有償興行への許諾を前提としたものになっており、活字媒体を主に念頭においたものになっています。世の中の関心が薄くなり事業として成立しなければ世の中から消えていくことになります。しかし、著作権による「死後 50 年間」という、他の知的財産権(特許権、意匠権など)と比べてもきわめて長期にわたる保護期間、裏返せば排他的期間があるがために、作品によっては、実に 1 世紀を超える排他的期間となり、よほどの名著でない限り、忘却の彼方へ押しやられてしまっているのが現状です。個人が営利を考えずに流通させたいと思ってもできない仕組みになってしまっています。漠然と、「著作権がある = 朗読することが禁止されている」という固定観念ができてしまっている印象さえあります。

このような構造には何ら手をつけないまま、「死後 70 年間」に延長するとすれば、ごく一部の作品を除けば、ますます忘却されていく、存在したことさえ忘れられていくことになりかねないのではないのでしょうか。

そうしないためにも、まずは、現状の問題点を解決するために、

- ・個人の朗読愛好家が(すなわち非営利主体が)、音声媒体である朗読のネット配信という形で、作品の流通に積極的に関わっていける仕組みの構築、

- ・ 作品によっては排他的権利の一部を解除し、活字のウェブ上での掲載（限定的複製。『青空文庫』や日本ペンクラブの『電子文藝館』のような形）、朗読の形でのネット配信（公衆送信）を許諾するなど、作品への世間の認知・関心を維持させるための環境整備

などが、まずは早急に取り組みられるべき喫緊の課題だと思います。著作権の70年間への延長問題は、そのような課題の解決とパッケージで議論されない限り、著作権者の皆様にとっても実りあるものにならないと考えます。

縷々述べてまいりましたが、どうか朗読愛好家の人々を、著作権者の皆様の作品を後世に残すお手伝いをさせていただき応援団だご理解いただき、積極的かつ建設的なご検討を切にお願いする次第です。